

- 指定通所介護サービス
- 予防給付型サービス（通所介護相当サービス）

運 営 規 程

株式会社 豊友会

デイサービス そよ風

デイサービス そよ風 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社豊友会が開設するデイサービスそよ風（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護サービス及び予防給付型サービス（通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の管理者、生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態、予防給付型サービス（通所介護相当サービス）にあつては要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業の提供にあつては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 事業の提供にあつては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、通所介護サービス・予防給付型サービス（通所介護相当サービス）介護計画（以下「介護計画」という。）等に基づいて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- ① 名称 デイサービス そよ風
- ② 所在地 防府市牟礼柳 20 番 1 号

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- ① 管理者 1名
事業所の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- ② 生活相談員 1名以上（専従）
介護計画書の作成、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施を行います。
- ③ 介護職員 3名以上（内1名は専従）
利用者の介護計画に基づく介護を行います。

- ④ 機能訓練指導員 1名以上 (専従)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ⑤ 看護職員 1名以上 (専従)
健康管理、健康指導を行うほか、介護計画に基づく看護を行います。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとします。ただし、12月31日から1月3日までを除きます。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとします。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとします。

第6条 (利用者の定員)

利用定員は通所介護サービス・予防給付型サービス(通所介護相当サービス)合計して、1日20名とします。

第7条 (内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

事業者は、事業の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第8条 (受給資格等の確認)

事業者は、事業の利用を希望するものが提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

第9条 (指定通所介護サービス及び予防給付型サービス(通所介護相当サービス)の内容)

事業の内容は次のとおりとします。

- ① 食事サービス
- ② 入浴サービス
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 生活指導
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 送迎

第10条 (指定通所介護サービス及び予防給付型サービス(通所介護相当サービス)の取り扱い方針)

- 1 事業者は、サービス提供するに当たっては、利用者の心身の状態等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 2 事業者は、サービス提供するに当たっては、介護計画に基づき提供します。
- 3 事業者は、サービス提供するに当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
また身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 4 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護計画の内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第11条（通常の指定通所介護サービス及び予防給付型サービス（通所介護相当サービス）の実施地域）

通常の事業の実施地域は、防府市の区域とします。

第12条（利用料及びその他の費用）

- 1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市が定める基準によるものとし、指定通所介護サービス及び予防給付型サービス（通所介護相当サービス）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額又は市が定める額とします。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護及び予防給付型サービス（通所介護相当サービス）に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとします。
- 3 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - ① 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円徴収します。
 - ② 食事の提供に要する費用 650円（おやつ代込み）
 - ③ おむつ代 実費
 - ④ その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前にサービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとします。

第13条（利用料の変更等）

- 1 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事業内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第14条（サービス利用にあたっての留意事項）

- 1 利用者はサービスの利用にあたって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意することとします。
- 2 風邪や病気等により健康状態がすぐれないなどサービスの提供が困難な場合は、当日のご利用をお断りさせて頂くことがございます。
- 3 サービスの利用中に体調が悪化された場合には、サービスの提供を中止します。この場合は速やかにご家族等へご連絡し、必要に応じて速やかに主治の医師等医療機関に連絡を取る等いたします。
- 4 利用中体調不良等によりサービスの利用を中止された場合は、利用時間に応じて介護保険報酬に定められた所定の利用料金がかかります。
- 5 大切な貴重品や金銭を含む所持品の管理は当事業所ではいたしかねます。ご自身での管理をお願いいたします。万が一、紛失された際でも当事業所では責任を負いかねます。

- 6 ご利用者の都合により、当サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

第15条（禁止行為）

利用者は事業所で次の行為をしてはいけません。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第16条（利用者に関する監督官庁への通知）

利用者が各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を県、市町村に通知します。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第17条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- ① 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。
- ④ 事業者は、法令遵守責任者を設置し、法令遵守マニュアルに従い、従業者に対し法令遵守のための適正な指導を行います。

第18条（衛生管理）

- 1 事業者は、感染の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。
- 2 従業者は感染の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じます。

第19条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質の向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第20条（個人情報の保護）

- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族に個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係わる規定を公表します。

第21条（緊急時等における対応方法）

従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は地域で定められた緊急病院及び利用者の家族等に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第22条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、応急処置、医師機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 2 事業者は、重大事故等が発生した場合には、直ちに所定の「事故等発生状況報告書」の書式により、関係者の状況、事故等の内容、対応等を記録し、監督官庁に報告をします。
- 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第23条（非常災害対策）

- 1 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害時に関する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行います。

第24条（虐待の防止について）

- 1 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：管理者 豊村 一大
 - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
 - ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
 - ④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
 - ⑥ ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
 - ⑦ 虐待の防止に関する指針をホームページ上で公開します。

第25条（身体拘束について）

事業所は、通所介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、利用者及び家族等（後見人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施 状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

第26条（地域との連携）

事業者の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第27条（記録の整備）

- 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 事業者は、利用者に対事業の提供に係わる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第28条（苦情処理）

- 1 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置をするなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供する事業に関して、監督からの文書提出・指示の求め、又は監督官庁職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。監督官庁からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、事業に関する利用者からの苦情に関して、山口県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、山口県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。

第29条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第30条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社豊友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、令和 元年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 5月1日から施行する。

この規定は、令和 3年 5月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 1月1日から施行する。